

## 健康福祉課からのお知らせ

## 戦没者等のご遺族のみなさまへ 第十回特別弔慰金が支給されます！

## □特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

□支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

□請求期間 平成27年4月1日～平成30年4月2日

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください。

## □請求窓口およびお問い合わせ

役場 健康福祉課(ファミリーセンター内)

☎43-2111(内線2568)

岐阜県 健康福祉部 地域福祉国保課 社会援護係

☎058-272-1111(内線2520)

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、同年4月1日から請求受付を開始する予定です。

## □支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

## 総務課からのお知らせ

## 広報やおつ7月号掲載の記事のお詫び

平成27年7月発行の広報やおつ7月号No.542に掲載しました「ハニトの〇〇な話」のなかで、不適切な表現の文章がありましたこととお詫び申し上げます。

広報誌の掲載に当たっては、発行前に十分内容を確認し、よりよい広報誌づくりのために努力していきたいと思っております。

広報担当

みなさん、こんにちは。

7月号では、一部の読者の方に不快な思いをさせてしまって、すみませんでした。

私は自分の経験から文化違いについて話したつもりでした。決して日本人を批判するつもりはなかったのです。

私も言葉の選び方の難しさを改めて実感し、大変勉強になりました。実感したことを生活の中でも広報やおつの中でも生かしていきますので、これからもよろしく願いいたします。

ハニト